

2018年12月20日

大阪府吹田市江坂町一丁目22番2号
株式会社スシローグローバルホールディングス

その他資本剰余金を原資とした配当金に関するQ&A

Q1) 「その他資本剰余金」とは何ですか？

A1) 貸借対照表の株主資本は、「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」に区分されますが、「その他資本剰余金」とは、この「資本剰余金」のうち「資本準備金」以外の部分を表します。この「その他資本剰余金」は、減資差益や自己株式処分差益等の資本取引によって発生する剰余金で、会社法において配当原資とすることが認められています。なお、「資本準備金」は、株主様から払い込まれた資本のうち、資本金には組み入れられなかった分です。会社法上は配当原資とはできません。

Q2) 「みなし配当」とは何ですか？

A2) 「みなし配当」とは、税法上の剰余金の配当には該当しないものの、実質的に剰余金の配当と変わらないため、税法上、配当所得として扱われ、源泉徴収の対象となるものをいいます。当社の第4期の期末配当は、利益剰余金に加えて「その他資本剰余金」を原資としてお支払いするため、全額につき税法上は資本の払い戻しとして取り扱われますが、実質的に剰余金の配当に該当するものとして一部につき「みなし配当」とされます。当社の第4期の期末配当に係る1株当たりの配当金85円のうち、「みなし配当」として扱われる金額は、81.8011811418円（小数点以下第10位未満切捨て）です。

Q3) 「①みなし譲渡」・「②みなし譲渡損益」とは、何ですか？

A3)

① みなし譲渡：

「その他資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」として扱われますので、税法上は、株主様に当社株式の一部を譲渡したものとみなされます。これを「みなし譲渡」といいます。第4期の期末配当に係る1株当たり「みなし譲渡」金額は、3,198,818,582円です。計算式は次の通りです。

「みなし譲渡」金額＝配当金額85円　－　みなし配当額81.8011811418円
--

② みなし譲渡損益：

税法の規定により、配当金額からみなし配当額を控除した額（収入とみなされる金額）から、株式の取得価格に純資産減少割合を乗じた金額の計（みなし譲渡の対象となる取得金額）を控除した額が、「みなし譲渡損益」の額となります。

Q 4) 株式の取得価格の調整とは、何ですか？

A 4) 「みなし譲渡」が行われた際には、税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価格が調整されます。計算式は次の通りです。

1 株当たりの調整後取得価格

= 1 株当たりの調整前の取得価格 - 1 株当たりの調整前の取得価格 × 純資産減少割合 (0.005)

Q 5) 「純資産減少割合」とは、何ですか？

A 5) 「純資産減少割合」とは、税法上規定されている割合であって、原則として、税法上の簿価純資産価格に対して、資本の払戻しにより減少した「その他資本剰余金」の額の割合で計算されます。

(所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号、法人税法施行令第 23 条第 1 項第 3 号)

Q 6) なぜ「利益剰余金」でなく、「その他資本剰余金」を配当原資としたのでしょうか？

A 6) 当社は、株主様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、従前にお約束させていただいた配当の金額や、当社グループ全体の資本政策の適正性を勘案した結果、一部を「その他資本剰余金」から配当することにいたしました。

Q 7) 今回の配当原資における「その他資本剰余金」の割合は、どれくらいですか？

A 7) 1 株当たり 85 円のうち、4 円が「その他資本剰余金」からの配当となります。

Q 8) 「利益剰余金」からの配当と取り扱いが異なる点は、何ですか？

A 8) 「みなし配当」の部分につきましては、税務上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収をさせていただいております。一方、「みなし配当以外」の部分につきましては、税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされ、「みなし譲渡損益」が発生いたします。「みなし譲渡損益」は、譲渡所得に該当し、配当所得ではないため、源泉徴収は行っておりません。また、税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価格が調整されます。「みなし譲渡損益」の計算、株式取得価格の調整につきましては、「配当金に関するご案内」をご高覧の上、お手数ではございますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署、税理士等にご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

Q 9) 「みなし配当」以外の部分が源泉徴収されないのは、なぜですか？

A 9) 2006 年 5 月 1 日付の税制改正により、「その他資本剰余金」を原資とする配当について、「みなし配当以外の部分」は、「資本の払戻し」ということで配当所得として取り扱われず、課税の対象外になったためです。

(法人税法第 24 条第 1 項第 3 号、法人税法施行令第 8 条第 1 項第 16 号)

Q 1 0) 配当金が小数以下第 10 位まで表示されているのは、なぜですか？

A 1 0) 証券保管振替機構（ほふり）の様式に従い、1 株当たりの「みなし配当」額を少数点以下第 10 位まで表示しております。

Q 1 1) 「みなし譲渡損益」・「調整後の取得価格」は、いくらになりますか？

A 1 1) 具体的な税務上のお取扱いについては、株主様個々のご事情により異なりますので、お手数ではございますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署、税理士等にご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

Q 1 2) 郵送された「配当金に関するご案内」を紛失してしまったが、不都合はありますか？

A 1 2) 当社ホームページ (<https://www.sushiroglobalholdings.com/>) 内に、送付いたしました、「配当金に関するご案内」を掲載しておりますので、ご必要に応じて、各株主様において印刷の上、税務申告等にご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

以上